

別紙 3

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことについては、別冊のとおり定めたから、<u>令和5年10月1日</u>以降これにより取り扱われたい。</p> <p>(理由) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第7号）、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第135号）及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年財務省令第18号）の規定により、<u>令和5年10月1日</u>から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が導入されることによる。</p> <p>別冊</p> <p>第五 経過措置関係 (免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置) 5—1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。）が<u>令和5年10月1日</u>の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文の規定は適用されないのであるから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p>	<p>標題のことについては、別冊のとおり定めたから、<u>平成35年10月1日</u>以降これにより取り扱われたい。</p> <p>(理由) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第7号）、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第135号）及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年財務省令第18号）の規定により、<u>平成35年10月1日</u>から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が導入されることによる。</p> <p>別冊</p> <p>第五 経過措置関係 (免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置) 5—1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。）が<u>平成35年10月1日</u>の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文の規定は適用されないのであるから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、<u>令和5年10月1日</u>の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限る。）は、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用される。</p> <p>(困難な事情がある場合の意義)</p> <p>5—2 改正令附則第15条に規定する「困難な事情」については、28年改正法附則第44条第1項ただし書に規定する<u>5年施行日</u>の6月前の日（法第9条の2第1項の規定により法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあつては、<u>5年施行日</u>の3月前の日）までに登録申請書を提出することにつき困難な事情があれば、その困難の度合いを問わず、改正令附則第15条に規定する経過措置を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) <u>5年施行日</u>とは、28年改正法附則第32条第3項に規定する「<u>5年施行日</u>」をいい、具体的には<u>令和5年10月1日</u>を指す。</p>	<p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、<u>平成35年10月1日</u>の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限る。）は、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用される。</p> <p>(困難な事情がある場合の意義)</p> <p>5—2 改正令附則第15条に規定する「困難な事情」については、28年改正法附則第44条第1項ただし書に規定する<u>35年施行日</u>の6月前の日（法第9条の2第1項の規定により法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあつては、<u>35年施行日</u>の3月前の日）までに登録申請書を提出することにつき困難な事情があれば、その困難の度合いを問わず、改正令附則第15条に規定する経過措置を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) <u>35年施行日</u>とは、28年改正法附則第32条第3項に規定する「<u>35年施行日</u>」をいい、具体的には<u>平成35年10月1日</u>を指す。</p>